

産業用ロボット業務特別教育(教示等)

労働安全衛生法に基づき就業に必要な知識を付与するための教育です。労働安全衛生法59条第3項及び労働安全衛生規則第36条では、事業者は産業用ロボットの教示等の業務に従事する者に、特別な教育を行うことを義務づけています。当協会では、事業者に代わり、次の要領で「産業用ロボットの教示等の業務」特別教育(学科のみ)を開催しますので、多数受講されますようご案内申し上げます。(実技教育は各事業場で実施して頂きます)
(教示等とは: 産業用ロボットについて行うマニピュレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認の業務)

- 【日 時】 平成30年 4月20日(金) 8:50~17:00 (受付8:30)
 ※ 遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんので、集合時間は厳守して下さい。
- 【会 場】 (公財) 岩手労働基準協会・盛岡支部研修センター
 盛岡市北飯岡1-10-25 TEL 019-681-1076 ◎駐車場あり
- 【対 象 者】 産業用ロボットの教示等業務に従事予定の満18歳以上の者
 (学校・教育法に基づく団体等については別途)
- 【受 講 料】 会 員 9,504円(消費税8%込)(受講料7,560円 テキスト代1,944円)
 非会員 10,584円(消費税8%込)(受講料8,640円 テキスト代1,944円)
- 【申込締切日】 3月30日(金) ただし先着20名に達し次第締切らせていただきます。
 締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますので
 ご注意ください。
- 【キャンセルの取扱】 4月13日(金)以降の取り消し及び欠席については受講料はお返しできません。
- 【申込方法】 空き状況を確認のうえ、裏面の「受講申込書」により受講料・テキスト代を添えてお申し込み下さい。(FAX可)
 ※ 銀行送金の場合は締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

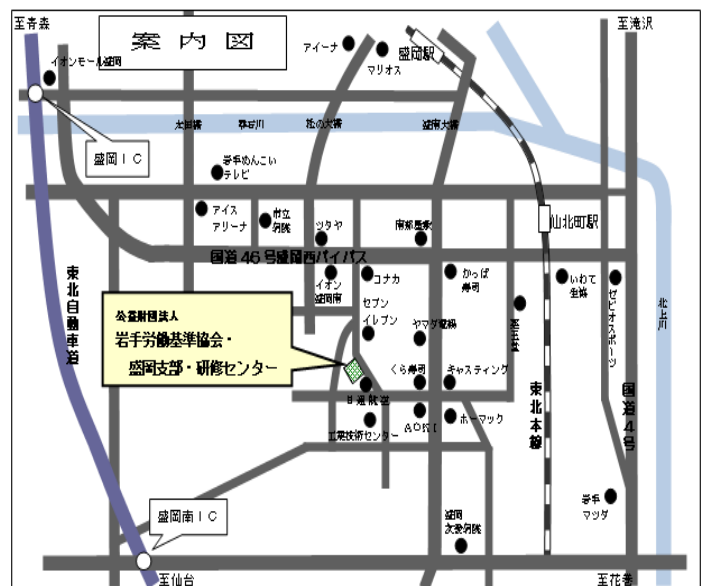
岩手銀行本店(普) 0442786 (公財) 岩手労働基準協会盛岡支部
 〒020-0857 盛岡市北飯岡1-10-25 TEL 019-681-1076・FAX 019-681-1018

カリキュラム	時 間	講 習 科 目
	8:50~ 9:00	オリエンテーション
	9:00~11:05	産業用ロボットに関する知識 (2時間)
	11:05~16:00	産業用ロボットの教示に関する知識 (4時間)
	16:00~17:00	関係法令 (1時間)

※ 休憩10:30~10:35、昼食12:00~12:50、休憩15:00~15:05、

【そ の 他】

- 受講票は5日前までに郵送いたしますので、当日、講習会場の受付で提示願います。
- 当協会では、受講者を対象とした「講習等災害補償保険」に加入しています。
- 全科目受講した方には学科課程『修了証』を交付いたします。また、所属事業場には『実施証明書』を交付いたします。
- 実技教育は各事業場で実施して頂きます。
 ※ 学科教育・実技教育 両方の課程を修了して「産業用ロボット業務(教示等)特別教育」の全課程の修了となります。
- 筆記用具、昼食をご持参下さい。
 (会場周辺にはコンビニ・飲食店があります)
- 構内での事故・盗難等につきましては、責任は一切負えませんのでご了承ください。



産業用ロボット業務(教示等)

特別教育(学科課程)申込書

平成30年 4月 20日 (金)

ふりがな 氏名		生年月日	昭和 平成	年	月	日
現住所	(番地まで詳しくご記入下さい) TEL () () () 〒 -					

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤務先	所在地	〒 - TEL () () ()			
	事業場名 代表者名			担当者名	内線 ()
※該当箇所には○印をお付け下さい。		(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会員	非会員	受講料振込予定日
		受講票送付希望先	勤務先	自宅	月 日

平成 年 月 日

受講者名(本人自署) _____

当日連絡できる電話番号 (- -)

公益財団法人 岩手労働基準協会盛岡支部長 殿

【注】●氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)

●忘れずに担当者名をご記入下さい。

●申込書に記入された個人情報に係る事項は、本講習の事務処理に関する事以外には使用いたしません。